

平成28年9月定例会 総括審査会

鈴木智議員

委 員	鈴木 智
所 属 会 派 (質問日現在)	自由民主党
定 例 会	平成28年9月
審査会開催日	10月12日（水曜日）



鈴木智委員

自由民主党議員会の鈴木智である。総括審査会において初めての質問をする。今回総括審査会ということで開催趣旨を見たが、本会議または常任委員会で議論が尽くせなかつた問題、2つ以上の常任委員会にまたがる問題等の審査を行うことが創設の趣旨とあつた。先ほどの議論を聞いていると非常に不安な部分もあるが、その役割を少しでも果たせるべく質問をする。

1つ目の質問は、本県の復旧・復興についてである。大きなテーマだが、本日は海岸線という視点で聞く。

本県には約166kmの海岸線がある。他県の複雑な海岸線に比べると直線に近く、広い県土から考えると166kmは意外と短い印象を持ち、調べてみると、8つの海なし県を除くと全国の下から4番目であった。意外と短いことを不勉強で知らなかつた。

その中でいわき市には約60kmの海岸線があり、久之浜、四倉一新舞子、薄磯、豊間、永崎、小名浜、勿来の浜は、いわき七浜と呼ばれている。私自身もここを走って風景を楽しんでいたが、その風景が一変してしまつた。浜通りの沿岸部は全て津波の被害を受けたが、それぞれの地区において住民の意見聴取を踏まえて、復旧・復興のための事業施策が進められている。中でも海岸堤防はかさ上げが行われており、その高さなどは賛否両論あるが、防波堤、防潮堤といった堤防が津波を減衰させたのは間違いない事実であり、海岸線における防災に欠くことのできない県民の命を守る重要な施設であることを踏まえ質問する。

初めに、土木部所管の海岸堤防の整備状況について聞く。

土木部長

海岸堤防の整備状況については、津波や高潮を防ぐため、被災した堤防のかさ上げによる復旧や無堤区間における堤防の設置などを実施しており、9月末現在、帰還困難区域を除く62地区のうち約9割の58地区で工事に着手し、約2割の15地区で完了している。

鈴木智委員

続いて、農林水産部所管の海岸堤防の整備状況について聞く。

農林水産部長

海岸堤防の整備状況については、9月末現在、整備予定の10地区のうち9地区で工事に着手し、2地区で工事が完了している。

なお、延長にすると約5,000mのうち約5割が完了している。

鈴木智委員

今整備の進捗状況を聞いた。先ほど述べたが、県民の命、財産を守る最優先課題があると思う。

県は、土木部所管の海岸堤防においてどのような考え方で復旧・復興を進めているのか。

土木部長

海岸堤防については、発生頻度の高い津波等に対し、浸水被害を防止できる高さを基本に整備している。さらに、最大クラスの津波に対しても、津波の力を低減し、到達時間をおくらせることができるよう、堤防を壊れにくい構造にするとともに、背後地に盛り土と植樹を行うなど、多重防護の考え方に基づき、復旧・復興を進めている。

鈴木智委員

今までよりも高さが上がって海が見えなくなっているという不安な声が聞こえるのは事実であるが、海岸堤防だけではなく、内陸側に目を転じると、今答弁のあった多重防護の視点、観点から、さまざまな事業施策が展開されていると聞いている。

そこで、県が実施している防災緑地事業の整備状況を聞く。

土木部長

防災緑地については、総合的な防災力の高い復興まちづくりを進めるため、津波に対する多重防護の一環として整備しており、9月末現在、いわき市ほか1市2町の10地区全てで工事を進めており、このうち1地区が年内に完成する見込みである。

鈴木智委員

緑地で防災につなげる事業であるが、日本には古くからの知恵で海岸防災林があり、いわき市の新舞子海岸と並行して流れる横川沿いの林は、江戸時代に磐城平藩を治めた内藤政長公がこの場所に初めて松の植林を行ったもので、内藤政長公の法名である道山林と呼ばれている。この松林が大津波の勢いを弱め、被害の程度が抑えられたと考えられている。勿来地域でも同様に津波被害を軽減させたと推定されている。この古来の知恵である防災林に新たな視点を加え、多重防護としての防災緑地の早期完成を要望する。

次に、沿岸市町が実施している被災市街地復興土地区画整理事業及び防災集団移転促進事業について進捗状況を聞く。

土木部長

被災市街地復興土地区画整理事業については、9月末現在、いわき市ほか2町の8地区で造成工事に着手し、全ての地区において宅地の引き渡しを開始したと聞いている。

また、防災集団移転促進事業については、9月末現在、いわき市ほか2市4町の47地区のうち、避難指示区域を除く44地区全てで造成工事に着手し、43地区で被災者の入居が進められている。

鈴木智委員

県としても支援願うが、現場にはいろいろな課題があるようである。直接の所管ではなく、市町村、地域の課題だと思うが、そこに定着しようという方が少ないといった課題もあるので、この場で述べておく。

この大震災は、新たな課題を生み出しただけでなく、これまでにあった課題をさらに色濃く浮かび上がらせたと感じて

いる。津波被災地において、家がなくなりて住み続けることができなくなった方がいる。ずっと続けてきた仕事、なりわいができなくなった方もいる。結果的に人口が減り、それに加えて例えば、地区の交流の場所であった食堂がなくなり、いろいろな人が集まる場所もなくなっている。それから新たなチャレンジをしようとしていたが、見通しがつかないこの5年間の時の流れの中で状況が変わり、断念する方もいると聞いている。

それでもまちづくりは、住んでいる地域が好きで何とか活性化させたい、地域の魅力を発信して多くの方に知ってもらいたい、交流人口を増加させたいといった考えを持ち、人口減少というフェーズに入って、地域が存続できるかどうかの重要な時期に入ったと思っている。これは海岸線や沿岸地域だけではなく、中山間地や高度成長期につくられた住宅団地など、県内のどこにでもある風景なのかもしれない。

そういったまちづくり、地域づくりに取り組むさまざまな主体へ光を当てていくことが重要と考えるが、県は地域の活性化に向け、住民主体の地域づくりをどのように支援していくのか。

企画調整部長

本県の真の復興に向け、地域の活性化を図っていくためには、住民や民間団体等が主体的に地域づくりに取り組むことが重要と認識している。

このため、地域の活力向上につながる住民主体の先駆的、モデル的な取り組みや震災からの復興に寄与する取り組みを優先的に採択するサポート事業に加え、今年度から新たに実施している県内被災者や帰還者みずからが参画する取り組みを支援する事業等を活用しながら、住民主体の地域づくりを積極的に支援していく。

鈴木智委員

引き続き、県内全てであるが、沿岸地域といった津波被災で苦しんでいるところにも光を当ててもらいたいと要望しておく。

次に、子供たちの成長について聞く。子育ての現場、子供たちの学びの場について質問する。

初めに少し変な質問になるが、都市計画法において、市街化調整区域に住宅を新築する場合の許可基準について聞く。

土木部長

市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域であることから、原則として住宅の新築は制限される。

なお、許可に当たっては、市街化促進のおそれがなく、かつ市街化区域において許可を行うことが困難等で、既存集落内での自宅の建てかえや東日本大震災の被災建築物の移転などに限られる。

鈴木智委員

なぜこのようなことを聞いたかというと、こういったケースがあった。

子供の小学校入学を迎える親から、市街化調整区域に何とか家を建てられないかとの相談があった。その地区は、市街化区域と市街化調整区域が隣接していて、駅もあり非常に住みやすく、大震災後、被災者も多く住んでいて、人口が非常にふえている。そこには中学校が1つ、小学校が3つある。1つ目の小学校は市街化区域にあり、児童は900名を超えており、もう一つは800名を超えており、その隣に市街化調整区域に建っている小学校がある。そこは全校生徒が60名ぐらいであり、その方は、それらの小学校を全部見て、うちの子は引っ越し思案だから小人数の小学校を選びたい、せっかく家を建てるなら小学校の学区内に建ててきちんと通わせたいと相談に至ったが結果的には血縁者もなく断念した。

自分の住所がある学区の学校に通うのが義務教育の基本的な姿であると思うが、就学指定されていない公立小学校への通学の希望がある場合は、どのように対応しているのか。

教育長

公立小学校への通学については、学校教育法施行令において、市町村教育委員会が就学すべき学校を指定することとなっている。

一方、例外的な措置として、当該教育委員会が教育的見地や家庭の状況等を理由として相当と認めるときは、他の学校に変更することができると定められていることから、市町村教育委員会が保護者の個別の申し立てに適切に対応している。

鈴木智委員

これはそもそも家を建てたいというところから始まった話であったが、現場では個別の事情に対応していることを確認した。

次に、特別支援学級について聞く。

特別支援学級は必要であると理解しており、私の子供が通う小学校にも数年前に設置された。かなり前から必要性を指摘する保護者からの声もあったので、よかったですと感じている。

一昔前、私たちが子供のころは特殊学級という言い方をしている方もいて、当時は何か異質なものと感じる方も多いかったと記憶している。現状を見ると、子供たちは幾つかの科目では共通の授業を受け一緒に学び、自然に仲よく遊んでおり、まさに共生を具現化していると思う。

私自身PTAの役員を務めているが、PTA活動において、特別支援学級とその保護者、それから我々一般というとおかしいが、その一般の学級の保護者に一緒になってどのように参加してもらうかを学校と一緒に協議し、意見交換、助言を得るといった活動をしている。

一般的な保護者に、特別支援学級がどういった経過で設置されているのか、子供たちがどのような状況、教育環境にあるのかについてさらに理解を深めてもらうことが、学校や子供たちにとってよりよいことだと私は感じている。設置時には学校側から便りなどが出され、説明もあった。その上で子供たちだけでなく、我々保護者も現状をもっと理解していくことが必要と感じている。

そこで、特別支援学級について、保護者全体の理解を深めるため、県教育委員会はどのように取り組んでいるのか。

教育長

特別支援学級への理解の促進については、養護教育センターにおいて、特別支援学級を担当する教員に対し、保護者との連携のあり方に関する専門的な研修を実施するとともに、市町村が教員や保護者を対象に開催する発達障がい児のサポートに関する研修会に講師を派遣するなどの支援を行っている。

今後とも、障がいのある子供とともに学ぶ教育について、学校を挙げて理解を深められるよう働きかけていく。

鈴木智委員

よろしく願う。

次に、東日本大震災の半年後の平成23年6月、東京都教育委員会は、福島県教育委員会と協定を締結し、24年度東京都公立小学校採用選考において、将来福島県公立学校教員として勤務することを希望する者を対象とした募集を行うとともに、将来福島県教育委員会が東京都教育委員会から当該教員の採用を行うことにより、双方においてすぐれた人材の確保を行うこととした。また、東京都教育委員会では、福島県枠採用教員が29年4月に福島県公立学校の教員として支障なく戻ることができるよう、意欲と資質を高めることを狙いとし、年1回程度の情報交換、交流会などを福島県教育委員会と連携して実施してきたと聞いている。ちなみにそのときは、東京都教育委員会は46名の教員を採用したことである。その後、教員の皆さんは5年間にわたって教育の現場で貴重な経験を積んだことと思う。

今年度末でこの事業が終了となるが、東京都に福島県希望枠で採用された教員に対する特別選考試験の実施状況につい

て聞く。

教育長

東京都に福島県希望枠で採用された教員については、現在、都の小学校に40名が勤務している。ことしの8月に実施した特別選考試験において本県教員としての採用を希望した26名は、全員が合格となった。今後はその経験を生かし、配属先において活躍することを期待している。

鈴木智委員

私自身、この東京都の震災後の採用は非常にありがたい気持ちを持って受けとめた。40名のうち26名が応募したことや都の対応も含め、この事業に対する教育長の評価、感想を聞く。

教育長

今話にも出てきた46名の中には、結婚出産その他、生活状況が大きく変わった方もおり、結果、今回は26名となった。この26名は、年齢や経験もさまざまで、東京都で既に学年主任などを経験している方もいる。

先般、10月6日に楓葉町の避難先のいわき明星大にある仮設の小学校に研修に来てもらい、さまざまな現場を見たり体験してもらったりした。それぞれ、5年間そういう思いを抱き続けてきた方ならではの非常に高い理想や、まさに意欲を感じた。都の協力を得てこのような採用に至ったことは、教育委員会としても非常に感謝しており、せっかくの人材を現場で最大限に生かしていきたい。

鈴木智委員

その貴重な人材をぜひ生かしてもらえればと思う。

次に、平成29年4月に福島大学に開講予定である教職大学院について聞く。

3年以上、10年以上の勤務実績を持つ現職の教員を対象としたコースを設けると聞いている。スキルアップが求められるのは教育の世界においても同様で、教育の底上げは大前提であり、特に復興を支える人材を育てることが本県にとって大命題であることは言うまでもない。単なるスキルアップだけでなく、何よりも常に学び続けることの大切さを子供たちに伝え続けてほしい。

そこで、県教育委員会は、教員の指導力向上のため、福島大学に設置される教職大学院にどのようにかかわっていくのか。

教育長

福島大学教職大学院については、設置準備委員会に参画し、教育課程や学校現場での実習方法などについてこれまで協議してきた。大学院設置後は、現職教員を学生として派遣するとともに、現場の教員と学生が集団討論を行う場であるラウンドテーブルに指導主事等を参加させ、学校の課題解決を図るための助言をするなど、大学院の運営にも積極的に協力することにより、現場で校長とともに学校を活性化していく専門性と実践力を備えた中堅教員の育成を図っていく。

鈴木智委員

今定例会で学力テストの成果についていろいろ出てきたので、教員の意識の向上にぜひ努めてもらいたい。要望とする。

続いて、有害鳥獣対策について聞く。

私の住むいわき市小名浜でも、県道の歩道部分でイノシシが歩いていた。私の周りで直接見た方は余り聞いたことがな

く、私自身、生きているイノシシを見たのは、30年近く前、二本松市にある母の実家にいるウリ坊を見た以来で、非常に衝撃を受け、地元の警察署に出たという情報を伝えた。畠やゴルフ場の被害はよく聞くが、実際に目撃して、ついに来たという感じを抱いた。

ところで、イノシシの行動半径を調べてみた。鹿などに比べると移動距離はさほど長いわけでもなく、数kmから10km程度という意見が多いようである。しかし西のほうでは、島と島の間を泳いでいくイノシシもいるとのことであり、この行動範囲はどんどん広がっていくと予想している。一説によると、警戒区域内で人の影響がなく暮らしているイノシシは栄養が豊富になり、子連れで南下していわき市に入っているとの話も聞いている。

有害鳥獣対策は県と市町村、もちろん国も、連携して取り組んでいる。長距離の移動は考えづらいと思うが、イノシシは餌を求めて移動し、人が設けた県境は当然わかるわけがないので、県境の地区においては、個体数の変化や現状の分析といった隣県との協働の対策が必要になってくると思われる。

そこで、県は県境地域における農作物の鳥獣被害を防止するため、隣接県とどのように連携しているのか。

農林水産部長

県境地域における鳥獣害対策に係る連携について、イノシシだけではなく、ほかの鳥獣についても述べる。

県北地方では、平成19年から本県と宮城県、山形県の関係自治体等で構成する南奥羽鳥獣害対策協議会を設置し、特に猿対策について、発信器を用いた生息数の情報共有を図り、追い払い等効果的な対策を講じた結果、被害額の低減につながった。

また、南会津からいわきに至るエリアでは、23年から隣接各県と埼玉県で構成する北関東磐越6県鳥獣対策会議を設置し、イノシシやニホンジカ等の対策について、捕獲技術や越冬地に関する情報の共有を図り、効果的な対策につなげている。

鈴木智委員

追い払ったら隣の県に行くという視点でなく、さまざまな対策に連携して取り組んでもらいたい。過去の定例会でも非常に多くの議員から有害鳥獣対策に関する質問が出ている。「シン・ゴジラ」という映画があり、ゴジラは有害鳥獣として駆除すべきではないかとの議論もあるぐらいである。それと一緒にでもう災害の域に達していると私自身が感じている。

これまでの議論を聞いてみると、今県に求められているのは、獵友会を始めとする狩猟者をいかにふやしていくか、狩猟者になる間口をどのように広げていくか、そして狩猟をいかに継続してもらうかが大事な視点だと感じている。ほかの県ではイノシシをジビエ、食肉として消費する6次化産業の一つとして捉えて施策展開しているところもあるが、本県はまだそれに取り組むのは少し難しいため、とった後の処分が重荷にならないようにする必要があると思う。

そこで県は、捕獲したイノシシの処分についてどのように市町村等を支援していくのか。

農林水産部長

イノシシの処分については、生態系や生活環境への影響に配慮しながら埋却や焼却処分がなされており、その経費の一部助成のほか、市町村が行う専用の焼却施設整備への支援を行っている。

県としては、現場で処分を行う狩猟者からの要望を踏まえ、今年度から新たに捕獲したイノシシの運搬・処分経費に対する上乗せ補助を行った。

今後とも現場からの声にきめ細かく対応していく。

鈴木智委員

重要な課題であるため引き続きよろしく願う。

次に、港湾利用の活性化について聞く。

小名浜港の周辺は、今さまざまな工事がどんどん進んでいる。東港に渡るための橋がつながった。背後地と呼ばれるエリアでは、(仮称)イオンモール小名浜が着工し、くい打ち機がどんどん立っている。ペデストリアンデッキとして歩道橋的なものも3本かかり、連結を待っている状況である。小名浜道路も作業が進められており、完成の暁には港湾機能をさらに向上させると期待する。

さて、港の役割は一体何かと考えると、私は、産業の発展、物流の拠点、漁業の拠点、それから親水空間、釣りを初めとする海洋レジャーといったあらゆる意味での交流の場、人や物、情報の行き交う交流拠点と考えている。さきに議場でも述べたが、昭和4年に小名浜港築港予算の復活を要望した白たすき隊以来、特に小名浜港は地区住民が深くかかわっている港と感じている。

現在県は小名浜港の長期構想の策定に取りかかっていると聞いています。長期ということで20~30年先の港湾の目指す姿を示す行政計画であると理解しているが、小名浜港の長期構想策定の進捗状況について聞く。

土木部長

小名浜港の長期構想については、これまで有識者等により構成される委員会を2回開催し、今後はパブリックコメント等の意見を踏まえ、第3回の委員会において最終取りまとめを行い、年内を目途に策定していく。

鈴木智委員

次に、策定に当たっての小名浜港の長期構想の基本的な考え方について聞く。

土木部長

長期構想については、社会経済情勢の変化に対応するため、20~30年程度先の将来を見通し、国際物流ターミナル機能の強化や臨海部における親水空間の形成などの目指すべき方向性と機能や用途を考慮した港湾の空間利用の配置を定め、長期的、広域的な視点に立った将来像を策定していく。

鈴木智委員

この長期構想の策定を受け、港湾計画も改定見直しが必要になってくると思われる。基本的な行政計画で、より直近の利活用のための課題解決の計画である港湾計画であると思うが、小名浜港港湾計画の改訂に向けた今後の予定について聞く。

土木部長

小名浜港港湾計画については、現在検討中の長期構想を踏まえ、10~15年程度先を目標年次とし、貨物需要に対応した港湾施設の規模や配置、土地の利用計画等について検討を進め、県地方港湾審議会及び国の交通政策審議会の審議を経て、今年度末を目途に改訂する予定である。

鈴木智委員

進捗をよろしく願う。

港がにぎわっているのはよい風景であり、先ほど述べた港湾の本来の機能を考えると、船が入って物流が活性化し、もしくは朝早く多くの漁船が入って魚の水揚げが行われて生き生きとした活気に包まれているのが理想だと思うが、漁業の再生にはもう少し時間がかかると感じている。

陸側のにぎわいづくりのアプローチも必要である。いわき市内の港において、「おなはま海遊祭」等のにぎわい創出の

イベントが開催された実績について聞く。

土木部長

いわき市内の港においては、昨年度、にぎわい創出のイベントが5つの港で開催され、小名浜港で「いわき花火大会」、四倉漁港で「いわき凧揚げ大会」など合計40回開催されている。

鈴木智委員

そのにぎわいづくりの一つとしてさまざまな機関が一体となり、これまで客船誘致にいろいろ取り組んできた。アクアマリンふくしまの大きさを超えるような優雅な姿を見せた飛鳥II、落ちついたたたずまいを見せたにっぽん丸、客船ではないが、私が小学生のときに寄港した威風堂々たる海王丸、どれも記憶にはっきりと残っている。インバウンドが活性化し、観光も多様な楽しみ方が生まれており、国内客船のスポット的な寄港だけでなく、定期航路、海外からの誘致も進めていくべきと考えるが、国際旅客線の小名浜港利用に向け、港湾管理者としてどのように取り組んでいくのか。

土木部長

小名浜港においては、地元いわき市や小名浜港利用促進協議会等との連携を密にし、既存埠頭の有効利用について港湾利用者と調整を図りながら、国内旅客船はもとより、国際旅客船の寄港にも対応できるよう取り組んでいく。

鈴木智委員

ぜひ前に進めてもらうよう願う。

先般、我が会派で新潟港の釣り公園の開放の状況を調査した。意外にも防波堤での海難事故を契機に開放の検討が始まったと聞いている。NPO法人が運営主体となって釣り客から料金を徴収し、安全対策や情報発信に力を入れていた。確かに本来の役割を考えれば、港は遊び場ではないと思うが、水に親しむ貴重な場所として、できるところは利活用されるべきと考える。

そこで、小名浜港の港湾施設を魚釣り場として開放することについて、県の考えを聞く。

土木部長

小名浜港の魚釣り場については、これまで2号埠頭地区の護岸や剣浜地区の桟橋を整備してきたが、今後その他の港湾施設を魚釣り場として開放するためには、施設の本来の用途及び目的を妨げないことや利用者の安全確保などについて慎重に検討する必要がある。

鈴木智委員

検討をぜひよろしく願う。

漁港としての利活用について、先ほど述べたが、近海においては試験操業であり、10月現在で魚種が拡大し92種類になった。底魚と呼ばれるヒラメ、ホシガレイ、アイナメといったものはずっと懸念されていたが、無事試験操業の魚種として入った。試験操業の充実、本格操業への移行を目指す中で、海域の健全性、本来の状況を取り戻す必要があると思う。

そこで、本県沖の海中瓦れきの撤去状況について聞く。

農林水産部長

本県沖の海中瓦れきの撤去状況については、漁業者みずからの回収と県による大型瓦れきの撤去を合わせ、平成23年度以降これまで、約8万2,000tを回収した。ことしの9月からは、漁業関係者からの強い要望を受け、福島第一原発から

半径20km圏内の瓦れきの撤去作業が開始された。

今後は、漁場の回復状況の確認や、撤去の効率的な進め方について漁業関係者と協議を行いながら、試験操業の拡大につながる漁場環境の回復を進めていく。

鈴木智委員

原発事故を受け、直接魚をとる漁業関係者や関連業者は苦しんでいる。とれるはずの魚がとれないことで、加工屋と呼ばれる魚を干物にしたりする商売も余計なコストがかかってきており、安定して材料が供給されない事態に至っている。また、卸の関係者は、表向きは商売ができているが、地物でないため輸送費等のコストが膨らんでいたり、余計な苦労が出てきていると聞いており、風評対策を進めていかなければならない。消費者にきちんとした情報をもとに判断してもらい、手にとってもらうためには、流通ルートに乗せなければならない。

佐藤金正議員の代表質問において、流通事業者に働きかけていくとの知事答弁があつたが、県産水産物の風評対策にどのように取り組んでいくのか。

農林水産部長

県産水産物の風評対策については、中央のメディアに対して、漁業関係者から安全確保の取り組みや漁業の現状、復興にかける熱い思いを伝えるセミナーを開催した。加えて産地ツアーや企画し、モニタリング調査の実態に触れてもらうなど、正確な情報の発信に努めている。また、流通事業者との交流会の場において、試験操業の状況を周知するほか、首都圏の消費者に対して、相馬市やいわき市の魚市場で開催されるイベントへのツアーや、量販店における試食・販売フェアの開催など、試験操業の拡大に合わせて、適時適切にPRの機会をふやしていく。

鈴木智委員

今、さまざまメディアでPRを行い、特に流通事業者に対していろいろやっているとのことであった。もっと強く強く訴えかけるべきと思うが、どうか。

農林水産部長

流通関係については、いろいろなイベント等を通じて、県内外に回数をふやす等のアプローチをしている。そういう中でも風評の状況がなかなか改善しないこともあり、現在、国と来年度予算のいろいろな協議をしている中で、流通業界に対する風評対策のアプローチを強化できないか検討を進めている。

鈴木智委員

ぜひ形にしてもらいたい。よろしく願う。

最後に、ガソリンスタンド過疎地についてである。

佐藤金正議員の代表質問にもあつたが、東日本大震災の発災時は、ガソリンスタンドが市町村と連携して、救急車や行政の車両に優先してガソリンを供給していたと記憶している。

身近に起こり得る災害の一つとして、雪害を考えてみる。除雪が必要な場合に、ガソリンが非常に必要になってくると思うが、まず、道路の除雪における除雪機械への給油の現状について、確認のため聞く。

土木部長

除雪機械への給油については、受託業者等において作業開始までに除雪区域周辺のガソリンスタンドを利用して行っている。また、除雪の際に補給が困難な地域においては、あらかじめ場所や時間を決め、給油車により対応している。

鈴木智委員

現状は民間業者等が民間のガソリンスタンドに行く形であるが、この雪深い中山間地で、例えば暖房の灯油なども考えると、これから高齢化がどんどん進んでくることもあり、やはり市町村に必ず1つあることが必要ではないか。

そこで、ガソリンスタンド過疎地の対策についてどのように取り組んでいるか聞く。

企画調整部長

ガソリンスタンドについては、人口減少や燃費向上による需要減少などにより経営が厳しくなっているが、日常生活はもとより、災害時においても重要な役割を担っていると認識している。

県としては、住民に身近な市町村と連携しながら、ガソリンスタンドの状況の把握に努めるとともに、事業者に対して、国が作成したハンドブック等による情報提供や経営相談窓口における助言、制度資金による支援等を行っていく。

鈴木智委員

重要なインフラと把握しているとのことだが、その割には中小企業の支援体制と余り変わりないとと思う。さらに少し踏み込んで、ガソリンスタンドの重要性を考えた上で、さらなる施策展開は考えられないのか。

企画調整部長

過疎地、過疎中山間地域において、ガソリンスタンドは重要なインフラとなっており、会津地方を中心に市町村で取り組みを進めている。調査した結果、現状はある程度ガソリンスタンドは充足しているとの話であるが、今後人口減少が進んでいく中で、貴重なインフラとなるし、また、避難地域の避難指示の解除でも、やはりまずガソリンスタンドが営業再開することが重要な要素となっている。避難指示解除区域等のガソリンスタンドを含めたインフラの整備や過疎中山間地域における状況等も踏まえ、ガソリンスタンド対策についてさらに検討を進めていく。

鈴木智委員

今の答弁よりはもう少し今厳しい状況になっていることを理解願い、私の総括を終わる。